

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 (略)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもって表示する。</p> <p>一 一 四 (略)</p> <p><u>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム(七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動局の送信設備</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 (同上)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもって表示する。</p> <p>一 一 四 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの (以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) 一 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>一 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの (以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) 一 (同上)</p>

(12) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

(13) (18) (略)

三〜九 (略)

#### 十一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 法第十六条第二項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

一〜五 (略)

六 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

(混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報)

第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち1GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(12) 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数

(13) (18) (同上)

三〜九 (同上)

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 (同上)

一〜五 (同上)

六 特別業務の局(設備規則第十四条第一項の表十八の項(ロ)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

(混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報)

第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち1GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置(以下「終了促進措置」という。)に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
  - 二 請求理由
  - 三 開設又は変更しようとする無線局の概要
  - 四 希望する情報提供の範囲
  - 五 希望する情報提供の実施の方法
- 2 前項の請求書の様式は、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては別表第二号の二の四、終了促進措置に係るものについては別表第二号の二の五のとおりとする。
- 3 (略)
- 4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の請求が、法第二十五条第二項に規定する混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的に使用することが明らかとなるときその他当該請求を拒むことについて正当な理由があると認めるときは、情報を提供しないものとする。
- 5 (略)

(請求の単位)

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 (同上)
  - 二 (同上)
  - 三 (同上)
  - 四 (同上)
  - 五 (同上)
- 2 前項の請求書の様式は、別表第二号の二の三のとおりとする。
- 3 (同上)
- 4 総合通信局長は、第一項の請求が、法第二十五条第二項に規定する混信又はふくそうに関する調査に供する目的以外の目的に使用することが明らかとなるときその他当該請求を拒むことについて正当な理由があると認めるときは、情報を提供しないものとする。
- 5 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 二十五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局(法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。)に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲)及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 三 (略)

3 終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

第十一条の二の五 前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 二十五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局(法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。)に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲)及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 三 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 (同上)

一 六 (同上)

七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

(1) 設備規則第四十九条の七の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

八く十 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第二項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一く二十三 (略)

二十四 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 無線航行陸上局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第百八条第三号及び第四号(これらの規定を運用規則第百八十二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

2 標準周波数局又は特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 (略)

(権限の委任)

(2) 設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

八く十 (同上)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 (同上)

一く二十三 (同上)

二十四 特別業務の局(設備規則第十四条第一項の表十八の項(ロ)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 無線航行陸上局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第百八条第三号及び第四号(これらの規定を同規則第百八十二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

2 標準周波数局又は特別業務の局(設備規則第十四条第一項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一～二の二 (略)

二の二の二 法第二十五条第二項の規定に基づき混信又はふくそうに関する調査に係る総務大臣の権限

二の二の三～八 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

(略)	(略)
五の三 法第二十五条第二項に規定する混信又はふく <u>そ</u> うに関する調査に係る無線局に関する情報の提供に関する事項	請求者が開設又は変更しようとする無線局の送信所の所在地（人工衛星の無線局にあつては請求者の住所、移動する無線局にあつては常置場所）
(略)	(略)
八の三 法第四十八条の二第二項第二号及び第四十八条の三第一号に規定する訓練の課程に関する事項	その訓練の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあ <u>つては</u> 、当該訓練を実施した者の主たる事務所の所在地）
(略)	(略)

第五十一条の十五 (同上)

一～二の二 (同上)

二の二の二 法第二十五条第二項の規定に基づき総務大臣の権限

二の二の三～八 (同上)

2 (同上)

(同上)	(同上)
五の三 法第二十五条第二項に規定する無線局に関する情報の提供に関する事項	請求者が開設又は変更しようとする無線局の送信所の所在地（人工衛星の無線局にあつては請求者の住所、移動する無線局にあつては常置場所）
(同上)	(同上)
八の三 法第四十八条の二第二項第二号及び第四十八条の三第一号に規定する訓練の課程に関する事項	その訓練の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあ <u>つては</u> 、当該訓練を実施した者の主たる事務所の所在地）
(同上)	(同上)

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第二項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(略)	(略)
一の六 従事者規則第九十三	その試験事務を実施した事務

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(同上)	(同上)
一の六 従事者規則第九十三	(同上)

条に規定する試験事務の実施結果の報告及び <u>従事者規則</u> 第九十四条に規定する受験停止等の処分の報告	所の所在地
(略)	(略)

2 (略)

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することができる。

4 (略)

別表第二号の二の三（第11条の2の3関係）

<u>対象となる無線局</u>	<u>情報提供項目</u>
<u>開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）</u>	<u>1 免許人等の氏名又は名称（注1）</u> <u>2 免許人等の住所（注2）</u> <u>3 無線局の種別</u> <u>4 無線局の目的（注3）</u> <u>5 無線設備の設置場所（注4）</u> <u>6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注5）</u>

条に規定する試験事務の実施結果の報告及び <u>同規則</u> 第九十四条に規定する受験停止等の処分の報告	
(同上)	(同上)

2 (同上)

3 法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することができる。

4 (同上)

- 7 空中線電力
- 8 適合表示無線設備の番号（注6）
- 9 開設している無線局の数（注7）

注1 氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の14第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

2 請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

3 登録局の場合にあつては、提供しない。

4 移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

5 登録局の場合にあつては、周波数に限り提供する。

6 技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を提供する。

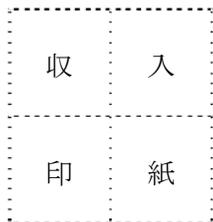
7 包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る登録局の場合に限り、提供する。

別表第二号の二の四（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書  
年 月 日

別表第二号の二の三（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書  
年 月 日



(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿

請求者（注1）  
住 所  
氏 名 印  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり 混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

- 1～3 (略)
  - 4 希望する 情報提供の範囲 (注5)
  - 5 希望する情報提供の 実施の方法 (注6)
- (略)
- 注1～6 (略)



(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿

請求者（注1）  
住 所  
氏 名 印  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり無線局情報の提供を請求します。

記

- 1～3 (同上)
  - 4 希望する 情報提供範囲 (注5)
  - 5 希望する情報提供の方法 (注6)
- (同上)
- 注1～6 (同上)

別表第二号の二の五（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書  
年 月 日



総務大臣 殿

請求者（注1）

住 所  
氏 名 印  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり終了促進措置に係る無線局情報の提供を請求します。

記

- 1 請求理由（注2）
- 2 開設しようとする無線局の概要
  - (1) 無線局の種別
  - (2) 無線局の目的

(3) 識別信号

(4) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(5) 周波数等

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(6) 空中線電力

3 希望する情報提供範囲（注3）

4 希望する情報提供の方法（注4）

用紙に出力したもの

フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に  
適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したもの

光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径  
120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能  
なものに限る。）に複写したもの

注1 請求者の欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる  
事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又  
は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及  
び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。ただし、請求者が国の機関、地  
方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設  
立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記  
載を要しない。

(3) 請求者が外国人である場合は、住所については、日本にお

ける居住地を記載すること。

(4) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

2 2の請求理由については、開設が必要となる理由を具体的に記載すること。

3 3の希望する情報提供範囲については、開設指針に規定する終了促進措置に係る無線局のうち、情報提供を希望する無線局を具体的に記載すること。

4 希望する情報提供の方法については、該当する事項の□1ヶ所にレ印を付けること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号(2)の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

3 この省令による改正前の施行規則第十五条の三第七号(1)の規定は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

改正案	現行
<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（様式 略）</p> <p>注1～8 （略）</p> <p>9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>10～28 （略）</p>	<p>別表第二号の二第2 （同上）</p> <p>（様式 同上）</p> <p>注1～8 （同上）</p> <p>9 （同上）</p> <p>(1) （同上）</p> <p>(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2、<u>第49条の7の2</u>及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(3) （同上）</p> <p>10～28 （同上）</p>

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式  
(第20条の5及び第20条の8関係)

1～5 (様式 略)

注1～19 (略)

20 18の欄の記載は、次によること。

(1)・(2) (略)

(3) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E 何MH z から何MH z まで 何波」のように記載すること。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)

1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別

2～9 (略)

10 その他の事項

(1) 運用開始の予定期日 (注9)

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法 (注10)

(3) 無線従事者の配置方針

ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数 (注11)

イ (同上)

別表第二号の四 (同上)

1～5 (同上)

注1～19 (同上)

20 (略)

(1)・(2) (同上)

(3) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E 905MH z から915MH z まで 何波」のように記載すること。

別表第五号の七 (同上)

1 特定基地局が法第27条の23第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別

2～9 (同上)

10 (同上)

(1) 運用開始の予定期日 (注10)

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法 (注11)

(3) 無線従事者の配置方針

ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数 (注12)

イ 将来的な無線従事者の確保の方法

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項 ([注12](#))

注1～13 (略)

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項 ([注13](#))

注1～13 (同上)

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(設備規則<b>第四十九条の二十二</b>に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する<b>次に掲げる</b>事項は、告示する。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(設備規則<b>第十四条第一項</b>に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する<b>左の</b>事項は、告示する。</p> <p>一〜三 (同上)</p>

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十八（略）</p> <p><u>第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）</u></p> <p><u>第四節の十九の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十二の二）</u></p> <p>第四節の二十～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p><u>十三 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（施行規則第四条の四第二項第五号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第二号に規定する機能</u></p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 1299 1070 1345"> <tr> <td>送信設備</td> <td>許容偏差</td> </tr> </table>	送信設備	許容偏差	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節～第四節の十八（同上）</p> <p><u>第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）</u></p> <p>第四節の二十～第九節（同上）</p> <p>第五章（同上）</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四（同上）</p> <p>一～十二（同上）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条（同上）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1299 1973 1345"> <tr> <td>送信設備</td> <td>許容偏差</td> </tr> </table>	送信設備	許容偏差
送信設備	許容偏差				
送信設備	許容偏差				

	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一～六 (略)	(略)	(略)
七 次に掲げる送信設備 (一) <del>九一六・七MHz</del> <del>以上九二〇・九MHz</del> <del>以下</del> の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備 (二) <del>九一五・九MHz</del> <del>以上九一九・七MHz</del> <del>以下</del> の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三)～(五) (略) (六) <del>九二〇・五MHz</del> <del>以上九二三・五MHz</del> <del>以下</del> の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備	二〇	八〇
八～十七 (略)	(略)	(略)
十八 次に掲げる送信設備 (一) <del>第四十九条の二</del>	二〇	五〇

	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一～六 (同上)	(同上)	(同上)
七 次に掲げる送信設備 (一) <del>九五二MHz</del> を超え <del>九五六・四MHz</del> 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備 (二) <del>九五〇・八MHz</del> を超え <del>九五七・六MHz</del> 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三)～(五) (略) (六) <del>九五二MHz</del> を超え <del>九五六・四MHz</del> 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備	二〇	八〇
八～十七 (同上)	(同上)	(同上)
十八 次に掲げる送信設備 (一) <del>道路交通情報通</del>	二〇	五〇

2・3 (略)

十九 (略)	<p>十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備</p> <p>(二) 第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局の送信設備</p> <p>(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備</p> <p>(四) 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の送信設備</p>	二〇		五〇	
--------	--	----	--	----	--

2・3 (同上)

十九 (同上)	<p>信を行う無線局(二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ)の送信設備</p> <p>(二) 狭域通信システムの基地局(五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ)の送信設備</p> <p>(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備</p>	(同上)		(同上)		(同上)	
---------	---	------	--	------	--	------	--

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局 (第四十九項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)	八二五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (略)	(略)
		イ (略)	(略)
陸上移動局及び陸上移動中継局(第四十九項の六第三項に規定する条件に適合	(略)	ア (略)	(略)
		イ (略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局 (第四十九項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)	八二五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (同上)	(同上)
		イ (同上)	(同上)
陸上移動局(第四十九項に規定する条件に適合する無線設備を使用	(同上)	ア (同上)	(同上)
		イ (同上)	(同上)

陸上移動中 継局	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (略)	(略)
		イ (略)	(略)
(略)	(略)	ア (略)	(略)
		イ (略)	(略)

4 ~~八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用~~

陸上移動中 継局	八一五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (同上)	(同上)
		イ (同上)	(同上)
(同上)	(同上)	ア (同上)	(同上)
		イ (同上)	(同上)

4 ~~八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯~~

する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く） イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九三五MHz以上九七〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値

無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (同上)

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く） イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値

陸上移動局	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
		イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値
		ウ 二〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五デシベル以下の値
		エ 一、〇〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値
		オ 以下を除く	

陸上移動局	八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHz以上八五〇MHz以下及び八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
		イ 八一五MHz以上八五〇MHz以下及び八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。）	任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値
		ウ 二〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五デシベル以下の値
		エ 以下を除く	

	<p style="color: red;">九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p style="color: red;">ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）</p>	<p style="color: red;">任意の一〇〇MHz幅で（二）五七デシベル以下の値</p>
		<p style="color: red;">イ 九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p style="color: red;">任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値</p>
		<p style="color: red;">ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p style="color: red;">任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>
		<p style="color: red;">以下</p>	<p style="color: red;">任意の一MHz幅</p>

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通

		<p style="color: red;">以下</p>	<p style="color: red;">任意の一MHz幅</p>
		<p style="color: red;">ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p style="color: red;">任意の一〇〇MHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>

一 (同上)

信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八二五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八二五MHzを超え八四五MHz以下	(略)
		イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	(略)
		ウ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波(八二五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。)を受信する受信装置	ア 八二五MHzを超え八四五MHz以下	(略)
		イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	(略)
		ウ (略)	(略)

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八二五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八二五MHzを超え八五〇MHz以下	(同上)
		イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	(同上)
		ウ (同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
陸上移動局	八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波(八二五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。)を受信する受信装置	ア 八二五MHzを超え八五〇MHz以下	(同上)
		イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	(同上)
		ウ (同上)	(同上)

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（八五〇 MHz 以上九〇〇 MHz 以下を除く。） イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 以下（一、四六五・九 MHz 以上一・五二〇・九 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上三、〇三五 MHz 以下を除く。） ウ 二、〇一〇 MHz 以上三、〇三五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅で（二）五七デシベル以下の値  任意の一 MHz 幅で（二）四七デシベル以下の値  任意の一 MHz 幅で（二）五二デシベル以下の値
	九〇〇 MHz を超え九二五 MHz 以下の周	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（九三〇 MHz 未満（九三	任意の一〇〇 kHz 幅で（二）五七デシベル以下

多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（八五〇 MHz 以上九〇五 MHz 以下を除く。）	任意の一〇〇 kHz 幅で（二）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 以下（一、四六五・九 MHz 以上一・五二〇・九 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上三、〇三五 MHz 以下を除く。）	任意の一 MHz 幅で（二）四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇 MHz 以上三、〇三五 MHz 以下	任意の一 MHz 幅で（二）五二デシベル以下の値

陸上移動局	波数の電波を受信する受信装置	イ 一、〇〇〇 MHz 以上三、七五 GHz 未満 (三、〇〇〇 MHz 以上三、〇 MHz 以下を除く。)	の値
		ウ 二、〇〇〇 MHz 以上三、〇 MHz 以下 (二、五 MHz 以下を除く。)	任意の 1 MHz 幅で (二) 四七デシベル以下の値
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三、〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八五〇 MHz 以上九〇〇 MHz 以下を除く。)	任意の 100 kHz 幅で (二) 五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上三、七五 GHz 以下 (三、〇〇〇 MHz 以上三、〇一五 MHz 以下を除く。)	任意の 1 MHz 幅で (二) 四七デシベル以下の値

陸上移動局	(同上)	(同上)
-------	------	------

局 陸上移動	下を除く。） 上 $210.0 \text{ MHz}$ 以 下 $210.5 \text{ MHz}$ 以	任意の $1 \text{ MHz}$ 幅で (二) 五七デシベル以下の値
	上 $30 \text{ MHz}$ 以上、 $000 \text{ MHz}$ 未満	任意の $100 \text{ kHz}$ 幅で (二) 五七デシベル以 下の値
	上 $22.75 \text{ GHz}$ 以 下 $1.000 \text{ MHz}$ 以	任意の $1 \text{ MHz}$ 幅で (二) 四七デシベル以下の値

5 ～ 9 (略)

10 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局 五・七七〇 GHz を超え五・八一〇 GHz 以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

11 ～ 14 (略)

15 九一六・七 MHz 以上九二〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとお

5 ～ 9 (同上)

10 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

11 ～ 14 (略)

15 九五二 MHz を超え九五六・四 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは簡易無線局又は九五二 MHz を超え九五七・六 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号トにおいて同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

りとする。

1 九二六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二二五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八デシベル以下の値
一、二二五MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一五MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二二五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル以下の値
一、二二五MHzを超え一、八八四・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七二〇MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)54デシベル以下の値
七二〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)55デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)55デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)54デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)55デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)47デシベル以下の値

三 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用す

一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)61デシベル以下の値
一、九一九・六MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)47デシベル以下の値

る移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
七〇MHzを超え九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

16 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇

16 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇

27 17 ~ 26 (略)

710 MHz を超え 900 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
900 MHz を超え 915 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
915 MHz を超え 930 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 54 デシベル以下の値
930 MHz を超え 1,000 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
1,000 MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 47 デシベル以下の値

700 MHz 帯高度道路交通システムの無線局については、第二項

17 ~ 26 (同上)

710 MHz を超え 945 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
945 MHz を超え 950 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
950 MHz を超え 958 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 54 デシベル以下の値
958 MHz を超え 1,000 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 58 デシベル以下の値
1,000 MHz を超え 1,225 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 48 デシベル以下の値
1,225 MHz を超え 1,884.5 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 47 デシベル以下の値
1,884.5 MHz を超え 1,919.6 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 55 デシベル以下の値
1,919.6 MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 47 デシベル以下の値

の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七七〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	七七〇 MHz を超え八一〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値
	八一〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇 MHz を超えるもの	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
陸上移動局	一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇 MHz を超えるもの	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、八二五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハに限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて拡	八三二MHzを超え八三四MHz以

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

- 一・二 (同上)
- 2・3 (同上)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 (同上)

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて拡	八三二MHzを超え八三四MHz以

散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は二、五二三MHzを超え一、五二六MHz以下
陸上移動局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下又は二、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波

散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下又は二、五二三MHzを超え一、五二六MHz以下
陸上移動局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下又は二、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波

ハ 数  
二、四 (略)  
3・4 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七

ハ 数  
二、四 (同上)  
3・4 (同上)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇

符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
---	--

- 一・二 (略)
- 2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。
  - 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
    - イ 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数
    - ロ(二) (略)
    - 二(五) (略)
- 3・4 (略)

符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	MHz を超え一、九八〇 MHz 以下 八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
---	---

- 一・二 (同上)
- 2 (同上)
  - 一 (同上)
    - イ 八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数
    - ロ(二) (同上)
    - 二(五) (同上)
- 3・4 (同上)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHz

	一、七四九・九 MHz を超え二、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九一五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ 通信の相手方が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は九四五 MHz

	を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え二、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八六〇 MHz を超え九〇一 MHz 以下、九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するも

を超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波数  
ハ、ホ (略)

二、六 (略)

三、五 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え二、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

にあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波数  
ハ、ホ (同上)

二、六 (同上)

三、五 (同上)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (同上)

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え二、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

陸上移動局の無線設備	八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電

陸上移動局の無線設備	八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数

波の周波数より四五MHz低い周波数

- ロ)ニ (略)
- 二)五 (略)
- 3・4 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz

- ロ)ニ (同上)
- 二)五 (同上)
- 3・4 (同上)

第四十九条の六の十一 (同上)

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz

めの通信等を行う無線局の無線設備

以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ(二) (略)

二(五) (略)

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線

めの通信等を行う無線局の無線設備

MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ(二) (略)

二(五) (略)

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線

設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はM C A陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的條件に適合するものについては、この限りでない。

一 送信装置の条件

イ (略)

ロ 陸上移動局、指令局又はM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信装置

(1)・(2) (略)

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) (略)

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ (同上)

ロ 陸上移動局、指令局又はM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A制御局と制御装置を共用するものを除く。）の制御装置

(1)・(2) (同上)

(3) 〇・三三ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること（九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制

設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はM C A陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的條件に適合するものについては、この限りでない。

一 (同上)

イ (同上)

ロ (略)

(1)・(2) (同上)

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より五五MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) (同上)

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ (同上)

ロ 陸上移動局、指令局又はM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A制御局と制御装置を共用するものを除く。）の制御装置

(1)・(2) (同上)

(3) 〇・三三ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること（九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制

- (4) 御装置の場合に限る。  
(8) (同上)

~~第四十九条の七の二 削除~~

- (4) 御装置の場合に限る。  
(8) (同上)

~~(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)  
第四十九条の七の二 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下若しくは一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。~~

~~一 送信装置の条件~~

- ~~イ 通信方式は、デジタルMCA制御局から陸上移動局又はデジタル指令局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方式、陸上移動局又はデジタル指令局からデジタルMCA制御局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。~~
- ~~ロ 変調方式は、マルチサブキャリア一六値直交振幅変調(サブキャリア数は四とする)であること。ただし、データ伝送のため~~

めの通信を行う場合にあつては、マルチサブキャリア四相位相変調又はマルチサブキャリア六四値直交振幅変調（サブキャリア数は、それぞれ四とする。）とすることができる。

ハ 変調の際に、送信側に五〇パーセントロールオフの帯域制限を行うものであること。この場合において、ロールオフ率は〇・二とする。

ニ 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五dB離れた周波数の（±）九dBの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

ホ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信している時の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下の値であること。

ヘ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、マルチサブキャリア一六値直交振幅変調を使用するものにあつては毎秒六四、〇〇〇ビット、マルチサブキャリア四相位相変調を使用するものにあつては毎秒三二、〇〇〇ビット、マルチサブキャリア六四値直交振幅変調を使用するものにあつては毎秒九六、〇〇〇ビット（許容偏差は、それぞれ百万分の五とする。）であること。ただし、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より四八dB低いものが自動的に選

扱われること。

チ 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものは、別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ デジタルMCA制御局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の制御装置

(1) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備えていること。

(2) 制御信号の伝送方式は、タイムスロットランダムアクセス方式であること。

(3) 通話の接続の方式は、待時式であること。

(4) 通話に使用する電波の周波数を指示した後、当該通話に係る通信の中継を終了するときは、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。

(5) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間（最大三〇秒とする。）を指示する制御信号の送出を開始してから通話時間経過後三秒以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。

ロ 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の制御装置

(1) イ(2)の条件に適合すること。

(2) 総務大臣が別に告示する値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

(3) 使用する電波の周波数は、制御信号により指示されたもの

~~(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)~~

第四十九条の七の三 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下若しくは九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局~~(デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)~~(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸

~~が自動的に選択されること。~~

- ~~(4) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間を指示する制御信号を受信した後指示された通話時間以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数が制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)~~
- ~~(5) 通話に使用する電波の受信信号の劣化を検出したとき又は終話信号を受信したときに、自動的に電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数が制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)~~
- ~~(6) 無線設備の故障により電波の発射が継続に行われるときは、その時間が六〇〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)~~
- ~~(7) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備えていること。~~

第四十九条の七の三 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え八六〇MHz以下若しくは八九一MHzを超え八九三MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル

上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ〜ヘ (略)

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

二 (略)

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びイ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャ

MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (同上)

イ〜ヘ (同上)

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より五五MHz高いものが自動的に選択されること。

二 (同上)

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 (同上)

一 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (同上)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。

ヤネルを一又は二以上同時に使用するものであること。

二くト (略)

二・三 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 七三・六MHzを超え二、二六〇MHz以下(二四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イくへ (略)

二く五 (略)

六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)

イ (略)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・二五dBの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時

二くト (同上)

二・三 (同上)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 (同上)

一 七三・六MHzを超え二、二六〇MHz以下(二四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九五〇MHzを超え九五六MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イくへ (同上)

二く五 (同上)

六 九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)

イ (同上)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇一dBの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、

使用可能な最大チャネル数は、五とする。) であること。

ニ (略)

ホ 無線チャネルの両端における電力は、四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。へ並びに第六号及び第七号において同じ。) 以下であること。

へ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一) 五デシベル 以下であること。

ト (略)

七 九二〇・五 MHz 以上九二八・一 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ (略)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九二〇・六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数のうち九二〇・六 MHzに二〇〇 kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇 kHzのチャネルをいう。ホにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。) であること。

ニ (略)

ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一) 一五デシベル 以下であること。

八 九一五・九 MHz 以上九二九・七 MHz 以下の周波数の電波を使用す

五とする。) であること。

ニ (同上)

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(一) 一〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。へ並びに第六号及び第七号において同じ。) 以下であること。

へ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一) 一八デシベル 以下であること。

ト (同上)

七 九五四 MHz を超え九五七・六 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ (同上)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五四・二 MHz 以上九五七・四 MHz 以下の周波数のうち九五四・二 MHz又は九五四・二 MHzに二〇〇 kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇 kHzのチャネルをいう。へにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。) であること。

ニ (同上)

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(一) 一〇デシベル 以下であること。

へ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一) 一八デシベル 以下であること。

八 九五〇・八 MHz を超え九五七・六 MHz 以下の周波数の電波を使用

るもの（前二号に規定するものを除く。）

イ・ロ（略）

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、 $916\text{MHz}$ 以上 $928\text{MHz}$ 以下の周波数にあつては、 $916\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャネルを、 $928.15\text{MHz}$ 以上 $929.65\text{MHz}$ 以下の周波数にあつては、 $928.15\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて帯域幅が $100\text{kHz}$ のチャネルをいう。ホ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

ニ（略）

ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(二) 二六デシベル以下であること。

九十三（略）

（道路交通情報通信を行う無線局の無線設備）

第四十九条の二十二 道路交通情報通信を行う無線局（ $2.5\text{GHz}$ 帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一六（略）

第四節の十九の二  $700\text{MHz}$ 帯高度道路交通システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十二の二  $700\text{MHz}$ 帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない

するもの（前二号に規定するものを除く。）

イ・ロ（同上）

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、 $951\text{MHz}$ 以上 $957.4\text{MHz}$ 以下の周波数のうち $951\text{MHz}$ 又は $951\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャネルをいう。及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

ニ（同上）

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(二) 二〇デシベル以下であること。

ハ（同上）

九十三（同上）

（道路交通情報通信を行う無線局の無線設備）

第四十九条の二十二 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備で、 $2.5\text{GHz}$ 帯の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一六（同上）

い。

一 通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は単信方式であること。

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

三 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。

五 使用する周波数帯における空中線電力は、任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

2) 七〇〇 MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を二三デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

二 電波を発射する場合においては、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

3) 七〇〇 MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に第一項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を五デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

- 二 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備えていること。
- 三 電波を発射する場合においては、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 ~~九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下~~の周波数の電波を使用するもの
  - イ (略)
  - ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に〇・二五ワット~~の~~空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。
  - ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、~~九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下~~の周波数のうち~~九二〇・六MHz~~に二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、~~五とする。)~~であること。
- 二 (略)
- ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(二)五デシベル以下であること。

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 (同上)

- 一 四 (同上)
- 五 ~~九五〇MHz帯~~の周波数の電波を使用するもの
  - イ (同上)
  - ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に~~二五〇ミリワット~~の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。
  - ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、~~九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下~~の周波数のうち~~九五二・二MHz~~又は~~九五二・二MHz~~に二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。
- 二 (同上)
- ホ 無線チャネルの両端における電力は、~~四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)~~以下であること。
- ハ (同上)

六 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F－B電波、F－C電波、F－D電波、F－E電波、F－F電波、F－N電波、F－X電波、G－B電波、G－C電波、G－D電波、G－E電波、G－F電波、G－N電波又はG－X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

六 (同上)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F－B電波、F－C電波、F－D電波、F－E電波、F－F電波、F－N電波、F－X電波、G－B電波、G－C電波、G－D電波、G－E電波、G－F電波、G－N電波又はG－X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

行う無線局、M C A陸上移動通信を行う無線局及びM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルM C A陸上移動通信を行う無線局及びデジタルM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H Sの陸上移動局、P H Sの基地局、P H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H Sの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

行う無線局、**八五〇㎒を超え九一五㎒以下の周波数の電波を使用する**M C A陸上移動通信を行う無線局及びM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、**八三六㎒を超え九一五㎒以下又は一、四五三㎒を超え一、五二五㎒以下の周波数の電波を使用する**デジタルM C A陸上移動通信を行う無線局及びデジタルM C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H Sの陸上移動局、P H Sの基地局、P H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H Sの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (同上)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜五 (略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1〜6 (略)	(略)	(略)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局(注20, 31, 35)	(略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜五 (同上)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1〜6 (同上)	(同上)	(同上)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 (同上)	(同上)

(1) <u>810MHz</u> <u>を超え960MHz</u> <u>以下のもの</u>	<u>1.5</u>
(2) <u>その他の周</u> <u>波数のもの</u>	
ア <u>100W以下</u> <u>のもの</u>	<u>100</u>
イ <u>100Wを超</u> <u>えるのもの</u>	<u>50</u>
<u>2 陸上局及び移</u> <u>動局（3から6ま</u> <u>でに掲げるもの</u> <u>を除く。）（注20</u> <u>、31、34、35、37</u> <u>、38）</u>	
(1) <u>810MHz</u> <u>を超え960MHz</u> <u>以下のもの</u>	<u>1.5</u>
(2) <u>その他のもの</u>	<u>20</u>
<u>3 簡易無線局（注</u> <u>35）</u>	<u>3</u>
<u>4 特定小電力無</u> <u>線局（注36）</u>	<u>4</u>

(1) <u>810MHz</u> <u>を超え960MHz</u> <u>以下のもの</u>	<u>1.5</u>
(2) <u>その他の周</u> <u>波数のもの</u>	
ア <u>100W以下</u> <u>のもの</u>	<u>100</u>
イ <u>100Wを超</u> <u>えるのもの</u>	<u>50</u>
<u>2 陸上局及び移動</u> <u>局（注20、31、34</u> <u>、35、37、38）</u>	
(1) <u>810MHz</u> <u>を超え960MHz</u> <u>以下のもの</u>	<u>1.5</u>
(2) <u>その他のもの</u>	<u>20</u>
<u>3 無線測位局（注</u> <u>29）</u>	
(1) <u>地上DME</u> <u>及び地上タカ</u> <u>ンの送信設備</u>	<u>20</u>

<u>5</u> <u>デジタルコー</u> <u>ドレス電話の無</u> <u>線局</u>	<u>3</u>
<u>6</u> <u>小電力データ</u> <u>通信システムの</u> <u>無線局</u>	<u>50</u>
<u>7</u> <u>無線測位局（注</u> <u>29）</u>	
<u>(1)</u> <u>地上DME</u> <u>及び地上タカ</u> <u>ンの送信設備</u>	<u>20</u>
<u>(2)</u> <u>機上DME</u> <u>及び機上タカ</u> <u>ンの送信設備</u>	<u>100 k H z</u>
<u>(3)</u> <u>SSRの送</u> <u>信設備</u>	
<u>ア</u> <u>モードS</u> <u>機能を有す</u> <u>るもの</u>	<u>10 k H z</u>
<u>イ</u> <u>その他</u>	<u>200 k H z</u>
<u>(4)</u> <u>ATCトラ</u> <u>ンスポンダの</u> <u>送信設備</u>	
<u>ア</u> <u>モードS</u>	<u>1,000 k H z</u>

<u>(2)</u> <u>機上DME</u> <u>及び機上タカ</u> <u>ンの送信設備</u>	<u>100 k H z</u>
<u>(3)</u> <u>SSRの送</u> <u>信設備</u>	
<u>ア</u> <u>モードS</u> <u>機能を有す</u> <u>るもの</u>	<u>10 k H z</u>
<u>イ</u> <u>その他</u>	<u>200 k H z</u>
<u>(4)</u> <u>ATCトラ</u> <u>ンスポンダの</u> <u>送信設備</u>	
<u>ア</u> <u>モードS</u> <u>機能を有す</u> <u>るもの</u>	<u>1,000 k H z</u>
<u>イ</u> <u>その他</u>	<u>3,000 k H z</u>
<u>(5)</u> <u>質問信号送</u> <u>信設備</u>	<u>10 k H z</u>
<u>(6)</u> <u>基準信号送</u> <u>信設備及びノ</u> <u>ントランスポ</u> <u>ンダ</u>	<u>1,000 k H z</u>
<u>(7)</u> <u>その他の無</u>	<u>500</u>

	<u>機能を有するもの</u>		<u>線測位局</u>	
	<u>イ その他</u>	<u>3,000 k H z</u>	<u>4 地上基幹放送局</u> <u>(注21、49)</u>	
	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10 k H z</u>	<u>(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</u>	<u>1 H z</u>
	<u>(6) 基準信号送信設備及びノントランスポンダ</u>	<u>1,000 k H z</u>	<u>(2) その他の地上基幹放送局</u>	<u>500 H z</u>
	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>	<u>5 アマチュア局</u>	<u>500</u>
	<u>8 地上基幹放送局 (注21、49)</u>		<u>6 簡易無線局</u>	<u>3</u>
	<u>(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</u>	<u>1 H z</u>	<u>7 地球局及び宇宙局 (注32、33、40)</u>	<u>20</u>
	<u>(2) その他の地上基幹放送局</u>	<u>500 H z</u>	<u>8 特定小電力無線局 (注36)</u>	<u>4</u>
	<u>9 アマチュア局</u>	<u>500</u>	<u>9 デジタルコードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
	<u>10 地球局及び宇宙局 (注32、33、</u>	<u>20</u>	<u>10 小電力データ通信システムの無線</u>	<u>50</u>

	<u>40)</u>	
8・9 (略)	(略)	(略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの  
ア～エ (略)

オ 815MHz を超え845MHz z 以下、860MHz z を超え915 MHz z 以下、又は915MHz z を超え960MHz z 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア)・(イ) (略)

カ～サ (略)

(2) 850MHz z を超え940MHz z 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア～エ (略)

(3) (略)

	<u>局</u>	
8・9 (同上)	(同上)	(同上)

注 1～30 (同上)

31 (同上)

(1) (同上)

ア～エ (同上)

オ 815MHz z を超え850MHz z 以下、860MHz z を超え901 MHz z 以下、又は915MHz z を超え940MHz z 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア)・(イ) (同上)

カ～サ (同上)

(2) 836MHz z を超え915MHz z 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア～エ (同上)

(3) (同上)

(4) 1,453 MHz z を超え、1,525MHz z 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア デジタルMCA陸上移動通信を行うもの

(ア) デジタルMCA制御局 0.1 (10<sup>-6</sup>)

(イ) デジタル指令局及び陸上移動局 2 (10<sup>-6</sup>)

イ デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通

(4)～(18) (略)

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) 2,425MHz を超え2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

(2) 312MHz を超え312.25MHz 以下、402MHz を超え405MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、57GHz を超え66GHz 以下又は76GHz を超え77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

(4) 80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35 916.7MHz 以上920.9MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数

信等を行う無線局

(ア) デジタルMCA制御局と送信設備を共用するもの

0.1 (10<sup>-6</sup>)

(イ) その他のもの

2 (10<sup>-6</sup>)

(5)～(19) (同上)

32・33 (同上)

34 (同上)

(1) 952MHz を超え956.4MHz 以下又は2,425MHz を超え2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

(2) 312MHz を超え315.25MHz 以下、402MHz を超え405MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下、952MHz を超え957.6MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、57GHz を超え66GHz 以下又は76GHz を超え77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3) (同上)

(4) 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備

(5) 80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35 削除

の電波を使用する簡易無線局の無線設備

20 (10<sup>-6</sup>)

36～52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第7 (略)

第8 916.7MHz z 以上920.9MHz z 以下、1,215MHz z を超え1,260MHz z 以下又は2,425MHz z を超え2,475MHz z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 916.7MHz z 以上920.9MHz z 以下の周波数の電波を使用する無線設備 200 n k H z

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

2・3 (略)

第9～第11 (略)

第12

1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHz z を超え845MHz z 以下、860MHz z を超え915MHz z 以下又は915MHz z を超え960MHz z 以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

第13～第15 (略)

36～52 (同上)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第7 (同上)

第8 952MHz z を超え956.4MHz z 以下、1,215MHz z を超え1,260MHz z 以下又は2,425MHz z を超え2,475MHz z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 952MHz z を超え956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する無線設備 200 n k H z

注 (同上)

2・3 (同上)

第9～第11 (同上)

第12

1 (同上)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHz z を超え850MHz z 以下、860MHz z を超え901MHz z 以下又は915MHz z を超え940MHz z 以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (同上)

3～6 (同上)

第13～第15 (同上)

第16 デジタルMC A陸上移動通信を行う無線局又はデジタルMC A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、24.3kHzとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第17～第55 (略)

第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200kHzとする。

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

第57～60 (略)

第61 700MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、9MHzとする。

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを

第16 デジタルMC A陸上移動通信を行う無線局又はデジタルMC A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 836MHzを超え838MHz以下、850MHzを超え860MHz以下、891MHzを超え893MHz以下若しくは905MHzを超え915MHz以下のもの

24.3kHz

2 1,453MHzを超え1,477MHz以下若しくは1,501MHzを超え1,525MHz以下のもの

20kHz

第17～第55 (同上)

第56 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200kHzとする。

注 (同上)

第57～60 (同上)

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (同上)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを

超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。)以下の値

超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び950.8MHzを超え957.6MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (同上)

24 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局及び952MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。)以下の値

<u>710MHz を超え900MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値</u>
<u>900MHz を超え915MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値</u>
<u>915MHz を超え915.7MHz 以下及び923.5MHz を超え930MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値</u>
<u>915.7MHz を超え923.5MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が100(n+1)kHz以下を除く。）(注)</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値</u>
<u>930MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値</u>
<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値</u>
<u>1,215MHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値</u>

<u>715MHz を超え945MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値</u>
<u>945MHz を超え950MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値</u>
<u>950MHz を超え952MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値</u>
<u>952MHz を超え956.4MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200+100(n-1)kHz以下を除く。）(注)</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値</u>
<u>956.4MHz を超え958MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値</u>
<u>958MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値</u>
<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-51dB以下の値</u>
<u>1,215MHz を超え1,884.5MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値</u>
<u>1,884.5MHz を超え1,919.6MHz 以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

- (2) 916.7MHz z 以上923.5MHz z 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-36 dB以下の値</u>
<u>710MHz z を超え900MHz z 以下</u>	<u>任意の1 MHz z の帯域幅における平均電力が-55 dB以下の値</u>
<u>900MHz z を超え915MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-55 dB以下の値</u>
<u>915MHz z を超え915.7MHz z 以下及び923.5MHz z を超え930MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-36 dB以下の値</u>
<u>915.7MHz z を超え923.5MHz z 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が100 (n + 1) kHz z 以下を除く。）(注)</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-29 dB以下の値</u>

	<u>以下の値</u>
<u>1,919.6MHz z を超えるもの</u>	<u>任意の1 MHz z の帯域幅における平均電力が-30 dB以下の値</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

- (2) 952MHz z を超え957.6MHz z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>715MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-36 dB以下の値</u>
<u>715MHz z を超え945MHz z 以下</u>	<u>任意の1 MHz z の帯域幅における平均電力が-61 dB以下の値</u>
<u>945MHz z を超え950MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-61 dB以下の値</u>
<u>950MHz z を超え958MHz z 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200 + 100 (n - 1) kHz z 以下を除く。）(注)</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-39 dB以下の値</u>
<u>958MHz z を超え1,000MHz z 以下</u>	<u>任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が-58 dB以下の値</u>

<u>930MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値</u>
<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-45dB 以下の値</u>
<u>1,215MHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値</u>

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB 以下の値</u>
<u>710MHz を超え900MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値</u>
<u>900MHz を超え915MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値</u>
<u>915MHz を超え920.3MHz</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅</u>

<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-48dB 以下の値</u>
<u>1,215MHz を超え1,884.5MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値</u>
<u>1,884.5MHz を超え1,919.6MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値</u>
<u>1,919.6MHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値</u>

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>715MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB 以下の値</u>
<u>715MHz を超え945MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値</u>
<u>945MHz を超え950MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値</u>
<u>950MHz を超え952MHz</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅に</u>

<u>H z 以下</u>	<u>における平均電力が-36 d B 以下の値</u>
<u>920.3MHz を超え924.3MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が（200+100×n）kHz 以下を除く。）（注）</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-29 dB 以下の値</u>
<u>924.3MHz を超え930MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-36 dB 以下の値</u>
<u>930MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-55 dB 以下の値</u>
<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-45 dB 以下の値</u>
<u>1,215MHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30 dB 以下の値</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25 915.9MHz 以上929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する特

<u>以下</u>	<u>における平均電力が-39 dB 以下の値</u>
<u>952MHz を超え956.4MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200+100（n-1）kHz 以下を除く。）（注）</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-29 dB 以下の値</u>
<u>956.4MHz を超え958MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-39 dB 以下の値</u>
<u>958MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-58 dB 以下の値</u>
<u>1,000MHz を超え1,215MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-48 dB 以下の値</u>
<u>1,215MHz を超え1,884.5MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30 dB 以下の値</u>
<u>1,884.5MHz を超え1,919.6MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-61 dB 以下の値</u>
<u>1,919.6MHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHz の帯域幅における平均電力が-30 dB 以下の値</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25 950.8MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する

定小電力無線局の送信設備（24(2)に掲げるものを除く。）の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値</u>
<u>710MHzを超え900MHz以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値</u>
<u>900MHzを超え915MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値</u>
<u>915MHzを超え930MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が、単位チャネルの幅が200kHzの場合にあつては（200+100×n）kHz以下、単位チャネルの幅が100kHzの場合にあつては（100+50×n）kHz以下を除く。）（注）</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値</u>
<u>930MHzを超え1,000MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値</u>
<u>1,000MHzを超え1,215MHz</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅に</u>

特定小電力無線局の送信設備（24(2)に掲げるものを除く。）の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値</u>
<u>710MHzを超え945MHz以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値</u>
<u>945MHzを超え950MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値</u>
<u>950MHzを超え958MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200+100（n-1）kHz以下を除く。）（注）</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値</u>
<u>958MHzを超え1,000MHz以下</u>	<u>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値</u>
<u>1,000MHzを超え1,215MHz</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅に</u>

<u>z 以下</u>	<u>おける平均電力が -45 d B 以下の値</u>
<u>1, 215MHz z を超えるもの</u>	<u>任意の 1 MHz z の帯域幅における平均電力が -30 d B 以下の値</u>

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

26～52 (略)

53 700MHz z 帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基地局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz z 以下</u>	<u>任意の 100 k H z の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W以下の値</u>
<u>710MHz z を超え750MHz z 以下</u>	<u>任意の 100 k H z の帯域幅における平均電力が 20 n W 以下の値</u>
<u>750MHz z を超え755MHz z 以下</u>	<u>任意の 100 k H z の帯域幅における平均電力が 100 μ W以下の値</u>

<u>z 以下</u>	<u>おける平均電力が -48 d B 以下の値</u>
<u>1, 215MHz z を超え1, 884. 5MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z の帯域幅における平均電力が -30 d B 以下の値</u>
<u>1, 884. 5MHz z を超え1, 919. 6MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z の帯域幅における平均電力が -55 d B 以下の値</u>
<u>1, 919. 6MHz z を超えるもの</u>	<u>任意の 1 MHz z の帯域幅における平均電力が -30 d B 以下の値</u>

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

26～52 (同上)

<u>765MHz を超え770MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 100 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>770MHz を超え810MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 320 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>810MHz を超え1GHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>1GHz を超えるもの</u>	<u>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が 2.5 <math>\mu</math> W以下の値</u>

(2) 陸上移動局

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>710MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>710MHz を超え750MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 20 nW以下の値</u>
<u>750MHz を超え755MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 100 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>765MHz を超え770MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 100 <math>\mu</math> W以下の値</u>
<u>770MHz を超え810MHz</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅</u>

<u>z 以下</u>	<u>における平均電力が 10 n W 以下の値</u>
<u>810MHz z を超え1GHz z 以下</u>	<u>任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W以下の値</u>
<u>1 GHz z を超えるもの</u>	<u>任意の 1 MHz z の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W 以下の値</u>

54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から53までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

53 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から52までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

(M C A 陸上移動通信を行う無線局等及びデジタル M C A 陸上移動通信を行う無線局等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に免許を受けている M C A 陸上移動通信を行う無線局及び M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにデジタル M C A 陸上移動通信（一、四五五 MHz を超え一、四六五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この条に

において同じ。)を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

- 2 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間に当該無線局の免許の申請があつた場合に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。
- 3 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。
- 4 この省令の施行の際現に受けているMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局の無線設備又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。
- 5 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。
- 6 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第四条 この省令の施行の際現に免許を受けている一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

- 2 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日の間に当該無線局の免許の申請があつた場合に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。
- 3 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

- 4 この省令の施行の際現に一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の免許を受けている者は、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（いずれも一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前条第一項の規定を準用する。
- 5 この省令の施行の際現に受けている一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又はデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。
- 6 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又はデジタル指令局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。
- 7 前項の規定により、なお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

（九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局に係る経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に免許又は登録（以下この条において「免許等」という。）を受けている九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例による。

- 2 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間免許等の申請があつたものに限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。
- 3 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局については、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可又は変更登録を受けることができる。この場合において、当該許可又は登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。
- 4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。
- 5 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備に係る技術基

準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあつた場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

6 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第六条 この省令の施行の際現に開設されている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局（附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされたこの省令による改正前の電波法施行規則第六条第四項第二号㊦に掲げる周波数の電波を使用する特定小電力無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に受けている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

3 旧規則の条件に適合する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあつた場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 第二項及び前項においてなお効力を有するものとされる九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る認証工事設計については、平成二十四年十二月三十一日までに製造された当該無線設備に限り、法第三十八条の二十六の表示を付すことができる。

第八条 この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間は、新規則第四十九条の十四第七号又は第八号に規定する条件に適合する特定小電力無線局の無線設備については、九二六MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、技術基準適合証明又は工事設計認証を行うことができる。

（無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第四項中「この省令の施行後においてもなお」を「平成三十年三月三十一日までは」に改める。

附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年七月二十四日」に改める。

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表  
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の十一 (略)</p> <p><del>二十 削除</del></p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 <del>(設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。)</del> に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>二十一 六十二 (略)</p> <p><del>六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備</del></p> <p><del>六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備</del></p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の十一 (同上)</p> <p><del>二十 設備規則第四十九条の七の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 (設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。次号及び別表第二号において同じ。) に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</del></p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>二十一 六十二 (同上)</p> <p>2 (略)</p>

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) ・ (2) (略)  
 (3) 特性試験

ア (略)

送	装置	一
周波	試験科目	二
周波数	器等	三測定
		四 特定無線設備の種別
		(略)
○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第	第二
○	備設線無の二の号十二第項一第条二第	第二
		(略)
○	備設線無の引二六第項一第条二第	第二
○	備設線無の引三六第項一第条二第	第二
○	備設線無の引四六第項一第条二第	第二

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) ・ (2) (略)  
 (3) 特性試験

ア (略)

送	装置	一
周波	試験科目	二
周波数	器等	三測定
		四 特定無線設備の種別
		(略)
○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第	第二
○	備設線無の引二六第項一第条二第	第二
○	備設線無の引三六第項一第条二第	第二
		(略)
○	備設線無の号二十六第項一第条二第	第二

置 装 信			
力 線 空 中 電 電 力	強 射 要 は 射 ス リ ス プ 度 の 発 不 ス ア 分 析 器	幅 数 周 占 帶 波 有	数
電 界 強 度	電 力 ス プ リ ア ア ス 電 力 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	擬 似 信 号 發 生 器 メ ー タ 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	

置 装 信			
力 線 空 中 電 電 力	強 射 要 は 射 ス リ ス プ 度 の 発 不 ス ア 分 析 器	幅 数 周 占 帶 波 有	数
電 界 強 度	電 力 ス プ リ ア ア ス 電 力 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	擬 似 信 号 發 生 器 メ ー タ 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	

力波搬送	特性	プリアンプ	変調は又偏波は又移数周波	収率比	測定器又はスペクトル分析器
電力周波数	特性	直線検波器	度は変調度は又偏波は又移数周波	測定装置	測定器又はスペクトル分析器

力波搬送	特性	プリアンプ	変調は又偏波は又移数周波	収率比	測定器又はスペクトル分析器
電力周波数	特性	直線検波器	度は変調度は又偏波は又移数周波	測定装置	測定器又はスペクトル分析器

は力帯	い電又	漏え	ネル	チャ	隣接	時間	が	ち	下	信	立	送	り	上	立	送	性	数	特	性	周	波	合	
クトル	はス	信機	定用	電力	低周					オシ	スコ	ロ	プ	又	は	オシ	低周	電力	計	直線	検	振器	波	
										析器	トル	分	トル	分	トル	分								

は力帯	い電又	漏え	ネル	チャ	隣接	時間	が	ち	下	信	立	送	り	上	立	送	性	数	特	性	周	波	合	
クトル	はス	信機	定用	電力	低周					オシ	スコ	ロ	プ	又	は	オシ	低周	電力	計	直線	検	振器	波	
										析器	トル	分	トル	分	トル	分								

置装信受				
感度	度の波等電る発的副	速度送信	電力の大きい送信搬送	力い漏え外
器号発生標準信	析器トル分スペクス器又は度測定電界強	プスコロオシロイ	分析器トルクはスペクトル分析器	分析器
	○	○		
	○	○	○	
	○	○		
	○	○		
	○	○		

置装信受				
感度	度の波等電る発的副	速度送信	電力の大きい送信搬送	力い漏え外
器号発生標準信	析器トル分スペクス器又は度測定電界強	プスコロオシロイ	分析器トルクはスペクトル分析器	分析器
	○	○		
	○	○	○	
	○	○		
	○	○		
	○	○		

隣接チャ	スレスポンス	量減衰	幅帯通過	歪率又は雑音計
低周波発振器	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル

隣接チャ	スレスポンス	量減衰	幅帯通過	歪率又は雑音計
低周波発振器	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル	標準信号発生器レベル

ゲイ	動数周波の振局部	特性調相互	効果抑圧	度選択
低周波	周波数計	歪率雑音計 器レベル 号発生 標準信	器レベル 号発生 標準信	器レベル 号発生 標準信

ゲイ	動数周波の振局部	特性調相互	効果抑圧	度選択
低周波	周波数計	歪率雑音計 器レベル 号発生 標準信	器レベル 号発生 標準信	器レベル 号発生 標準信

音 び 雑 音	総合 歪 及 雑	特性	エ ン フ ア シ ス
	器 号 発 生 歪 率 雑 音 計	標準信 号発生	発振器 直線検 波器

注1、21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無

音 び 雑 音	総合 歪 及 雑	特性	エ ン フ ア シ ス
	器 号 発 生 歪 率 雑 音 計	標準信 号発生	発振器 直線検 波器

注1、21 (同上)

イ (同上)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無

線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定め

線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、~~第二十号~~、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、~~第四十九条の七の二第一号イ~~、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三

る条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・111 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

(図略)

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第2項第6号に掲げる無線設備であつて、916.7MHz以上920.9MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値の

項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・111 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

(図略)

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて、952MHzを超え956.4MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (同上)

2～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限

みを記載すること。

(2) (略)

9～12 (略)

第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)

注 1～12 (略)

第四 アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯、900MHz 帯若しくは 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J 3 E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F 2 D 903.0125MHz、F

値のみを記載すること。

(2) (略)

9～12 (略)

第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)

注 1～12 (略)

第四 アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯、900MHz 帯若しくは 950MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J 3 E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F 2 D 903.0125MHz、F

3 E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで (25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz 帯」のように、920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A 1 D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	<u>ZT</u>

3 E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで (25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz 帯」のように、950MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A 1 D 954.2MHz」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・六 (同上)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(同上)

注 1～3 (同上)

4 (同上)

特定無線設備の種別	記号
(同上)	(同上)
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	<u>WU</u>

に掲げる無線設備	
(略)	(略)
第2条第1項第6号に掲げる無線設備	<u>AS</u>
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	<u>BS</u>
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	<u>CS</u>
(略)	(略)
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	FV
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	VX
(略)	(略)
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT
<u>第2条第1項第63号に掲げる無線設備</u>	<u>WT</u>
<u>第2条第1項第64号に掲げる無線設備</u>	<u>XT</u>

5 (略)

記 録  
(施に要す)

に掲げる無線設備	
(同上)	(同上)
第2条第1項第6号に掲げる無線設備	<u>A</u>
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	<u>PV</u>
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	<u>RV</u>
(同上)	(同上)
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	FV
<u>第2条第1項第20号に掲げる無線設備</u>	<u>HZ</u>
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	(同上)
(同上)	(同上)
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	(同上)

5 (同上)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条中特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第二項、別表第一号一(3)アの表及び様式第七号の注4の表の改正規定(同項第六十四号に係る部分に限る。)は、平成二十五年四月一日から施行する。

○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を改正する省令 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(無線局の区分)</p> <p>第四条 法第七十一条の二第二項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 無線通信の態様が移動業務である無線局であつて、無線局の目的が簡易無線通信業務用であるもの</p> <p>十五〜六十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通常生ずる費用)</p> <p>第二十七条 法第七十一条の二第二項に規定する通常生ずる費用として総務省令で定めるものは、次の各号(基準期間が十年である場合にあつては、第一号に限る。)に掲げる額に相当するものとする。</p> <p>一 旧割当期限が定められたことを踏まえて免許人等(法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)が撤去する無線設備(専ら当該無線設備を設置するための建築物、鉄塔その他の工作物で総務大臣が定めるもの(第三十一条の二において「建築物等」という。)を含む。以下「撤去無線設備」という。)の当該旧割当期限の満了の日における価額(ただし、当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日(当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。))において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には、当該日における価額を当該旧割当期限の満了の日における価額から差し引いた額)</p>	<p>(無線局の区分)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>一〜十三 (同上)</p> <p>十四 無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が簡易無線通信業務用であるもの</p> <p>十五〜六十三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(通常生ずる費用)</p> <p>第二十七条 (同上)</p> <p>一 旧割当期限が定められたことを踏まえて免許人等(法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)が撤去する無線設備(専ら当該無線設備を設置するための建築物、鉄塔その他の工作物で総務大臣が定めるもの(第三十一条の二において「建築物等」という。)を含む。以下「撤去無線設備」という。)の当該旧割当期限の満了の日における価額から当該撤去無線設備の残存価額(当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日(当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。))において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には当該日における価額)を差し引いた額</p>

一 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額及び当該撤去無線設備と同等の機能を有する通信設備の取得に要する費用として当該撤去無線設備の取得価額から当該撤去無線設備の旧割当期限の満了の日における価額を差し引いた額の合計額に係る当該旧割当期限の満了の日から起算して基準期間を経過する日（当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。）までの期間に応ずる利子に相当する額

（給付金の支給基準）

第三十一条の二 法第七十一条の三の二第十一項において準用する法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 給付金の支給条件は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、当該イ又はロに該当するものとする。

イ 五年 免許人等が、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとするものであること。

ロ 十年 免許人等が、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局（専ら当該無線局を設置するための建築物等と一体として設置されていると認められるものに限る。）を廃止しようとするものであること。

二 給付金の支給額は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、総務大臣が定める撤去無線設備の種類ごとに算定した当該イ又はロに定める額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額とする。この場合において、撤去無線設備の価額、耐用年数及び撤去に要する費用に相当する額並びに第二十七条第二号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

イ 五年 第二十七条第一号及び第二号の額

一 （同上）

（給付金の支給基準）

第三十一条の二 （同上）

一 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

二 給付金の支給額は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、総務大臣が定める撤去無線設備の種類ごとに算定した当該イ又はロに定める額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額とする。この場合において、撤去無線設備の価額、残存価額、耐用年数及び撤去に要する費用に相当する額並びに第二十七条第二号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

イ （同上）

ロ 十年 第三十七條第一号の額（建築物等に係るものに限る。）

別表（第31条の2関係）

1 撤去無線設備の価額

(1) 旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額

取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。

イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの  
$$C \times (1 - r_1)^{n_1} \times (1 - r_1 \times n_2)$$

ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの  
$$C \times (1 - (n_1 + n_2) \times r_2)$$

算式の符号

C 撤去無線設備の取得価額

r<sub>1</sub> 定率法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第8に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。）

r<sub>2</sub> 定額法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に掲げる耐用年数に応じた定額法の償却率をいう。）

ロ (ロ+)

別表（第31条の2関係）

1 撤去無線設備の価額

(1) 旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額

取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。

イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの  
$$C \times (1 - r_1)^{n_1} \times (1 - r_1 \times n_2)$$

ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの  
$$C \times (1 - (1 - r_2) \times (n_1 + n_2) \times r_3)$$

算式の符号

C 撤去無線設備の取得価額

r<sub>1</sub> 定率法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第9に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。）

r<sub>2</sub> 撤去無線設備の取得価額の残存割合（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第10に定めるものをいう。）

r<sub>3</sub> 定額法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第9に掲げる耐用年数に応じた定額法の償却率をいう。）

(2) 旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額

n 1 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

n 2 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数のうち1年に満たない端数

取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。

イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの  
$$\frac{C \times (1 - r_1)^{n_3} \times (1 - r_1 \times n_4)}{4}$$

ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの  
$$\frac{C \times (1 - (n_3 + n_4) \times r_2)}{4}$$

算式の符号

C、r<sub>1</sub>、r<sub>2</sub> 1 (1)の算式の符号に同じ。

n 3 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額

n 1 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

n 2 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数のうち1年に満たない端数

取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。

イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの  
$$\frac{C \times (1 - r_1)^{n_3} \times (1 - r_1 \times n_4)}{4}$$

ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの  
$$\frac{C \times (1 - (1 - r_2) \times (n_3 + n_4)) \times r_3}{4}$$

算式の符号

C、r<sub>1</sub>、r<sub>2</sub>、r<sub>3</sub> 1 (1)の算式の符号に同じ。

n 3 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

	<u>n 4 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</u>
<u>2 撤去無線設備の耐用年数</u>	<u>撤去無線設備の減価償却費の算定に使用される耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1又は別表第2に定めるものをいう。）のうち、その使用に係る撤去無線設備の数が最も多いものに基づき総務大臣が定める年数</u>
<u>3 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額</u>	<u>撤去無線設備の撤去に要する平均的な費用に基づき総務大臣が定める額</u>
<u>4 第27条第2号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率</u>	<u>償還期間が5年である国債の利回りその他の市場金利を勘案して総務大臣が定める年利</u>

	<u>n 4 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</u>
<u>2 撤去無線設備の残存価額</u>	<u>撤去無線設備の取得価額に残存割合（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第10に定めるものをいう。）を乗じて得た額</u>
<u>3 撤去無線設備の耐用年数</u>	<u>撤去無線設備の減価償却費の算定に使用される耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1又は別表第2に定めるものをいう。）のうち、その使用に係る撤去無線設備の数が最も多いものに基づき総務大臣が定める年数</u>
<u>4 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額</u>	<u>撤去無線設備の撤去に要する平均的な費用に基づき総務大臣が定める額</u>
<u>5 第27条第2号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率</u>	<u>償還期間が5年である国債の利回りその他の市場金利を勘案して総務大臣が定める年利</u>

○無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十三号）の一部を改正する省令 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 総務大臣は、この省令の施行の日から<del>平成二十四年十二月三十一日</del>までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。</p> <p>4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、<del>平成三十年三月三十一日までは</del>有効とする。</p> <p>5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から<del>平成二十四年七月二十四日</del>までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （同上）</p> <p>3 総務大臣は、この省令の施行の日から<del>平成二十五年三月三十一日</del>までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。</p> <p>4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、<del>この省令の施行後においてもなお</del>有効とする。</p> <p>5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から<del>平成二十五年三月三十一日</del>までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。</p>